

その他留意事項

1. 手持ち工事の制限数について

手持ち工事の制限数は、従来からある指名競争入札、郵便応募型条件付き一般競争入札に関らず技術者の専任を要求しますので、技術者数を上回る工事数は受注できません。ただし、建設業法第 26 条に抵触しない範囲においては随意契約による手持ち工事件数は制限の対象としません。

2. 工事实績情報システム（CORINS）登録の義務化について

契約額 500 万円以上の建設工事については工事实績情報システム（CORINS）への登録を求めますので、工事カルテ受領書のコピーを 2 部提出願います。

3. 郵便応募型条件付き一般競争入札における設計図書購入の義務付けについて

町指定のコピー業者から設計図書を直接購入することを義務付けします。

4. その他留意事項

次の①から⑤までを熟知のうえ、無効となる入札参加申込み及び入札とならないよう、応募に必要な手続き注意事項を遵守してください。

- ① 稲美町財務規則
- ② 稲美町郵便応募型条件付き一般競争入札試行要綱
- ③ 郵便応募型条件付き一般競争入札の応募案内
- ④ 郵便入札 Q&A
- ⑤ 建設業法その他関連法令